

重大事態発生！ 4月からの法人化で真っ先に起こる待遇改悪：このやり方はおかしいと思いませんか？

平成16年2月19日
広島大学教職員組合執行委員会

広島大学の教職員の皆様、

4月から、大学院手当ての一部がカットされるのをご存知ですか？

2月10日に示された法人化後の就業規則集（第2次案）の中の「給与規則17条」に書かれていますが、博士課程後期学生5人以上を指導している教員に対する手当て（以後、「大学院手当て」とする）が、4月から減額されます。これまでの調整数を3から2に減らすのです。減額分は、教授が一人当たり毎月16,200円、助教授は毎月13,500円で、該当する教員は約130名、総額は約2800万円になります。その減額分を、「入院患者の夜間・休日診療等を担当する教員への手当て」（以後、「診療手当て」とする）にまわしますが、該当する教員は約140名で、総額は約2700万円です。

しかしこの措置は、以下の理由で不当なものです。

1. 「診療手当て」は義務的経費である

非公務員型の法人化にともない、労働基準法にもとづいて教員の夜間・休日勤務に伴う「診療手当て」が新設されることになりました。そのための財源として、「大学院手当て」に目をつけられたのです。この方針は、昨年10月に出された人事制度WG案で示唆されており、私たちは反対の意見をまとめました。今回、初めて給与規則に明示されました。

しかし、このような性格の「診療手当て」は、**非公務員型法人化への移行に伴う義務的経費であり**、大学当局が責任を持って文部科学省に交渉して勝ち取るべき性格のものです。大学院博士課程後期の学生を指導する「大学院手当て」から、「横流し」して用意すべきものではありません。

そもそも、大学院重点化等によって増えた大学院生の教育研究指導は、大変な負担となっています。とくに後期課程の学生指導を担当する教員の負担は大きく、そのための調整数(3)がそうでない場合(調整数2)より多くなるのは当然です。

2. 「診療手当て」は、法人役員の責任において用意すべきである

新設される「診療手当て」を確保することは、労働基準法に対応するための広島大学法人の経営責任上の問題です。文部科学省に交渉して用意できなければ、**役員会がその責任において確保すべきものです。**「世界トップレベルの総合研究大学」をめざして、博士課程学生をたくさん教える教員への「大学院手当て」を、削減するような経営方針で処理してはなりません。

広島大学教職員組合は、この案の撤回を要求します。

